

議第22号

滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年 2 月15日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例

滋賀県附属機関設置条例（平成25年滋賀県条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 項の表滋賀県県民生活部指定管理者選定委員会の項の次に次のように加える。

滋賀県県民生活部建設工事等総合評価審査委員会	知事の諮問に応じて県が発注する県民生活部の所管に属する建設工事等に係る地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167 条の10の 2 第 3 項に規定する落札者決定基準の策定および同条第 5 項の規定による落札者の決定に関する事項について審査すること。	10人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 県の職員 (3) その他知事が 適当と認める者	当該諮問に係る審査が終了するまでの期間
------------------------	---	-------	--	---------------------

別表第 1 項の表滋賀県琵琶湖環境部建設工事等総合評価審査委員会の項中「（昭和22年政令第16号）」を削る。

別表第 2 項の表滋賀県就学指導委員会の項中「滋賀県就学指導委員会」を「滋賀県特別支援教育支援委員会」に、「適切な就学を図るために必要な」を「教育支援に関する」に改める。

付 則

- この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。
- 改正前の別表第 2 項の表に掲げる滋賀県就学指導委員会およびその委員は、改正後の同表に掲げる滋賀県特別支援教育支援委員会およびその委員となり、同一性をもって存続するものとする。